

An Overview of Research Misconduct and Similar Issues in Japan : From Newspaper Articles (Part 11)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊地, 重秋 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1358

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

— 新聞報道記事から（その11）—

An Overview of Research Misconduct and Similar Issues in Japan

From Newspaper Articles (Part 11)

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

はじめに

本稿（略称：概観その11）では、概観その10（文献1）に続けて、主に2012年の記事等を整理し、研究倫理や不正予防を考えるさいの参考資料として供したい。概観その10では、重大な研究不正26件のうち11件を紹介したので、本稿では残りを概観する。

重大な研究不正——捏造・偽造・盗用

（1）事例12と事例13は、大分大学・医学部の事例である。

事例12は、2012年3月に文部科学省に敗血症の治療法などに関する論文の不正疑惑が寄せられて発覚した。医学部・麻酔科学講座・講師HS（在職2008～13年）の不正疑惑で、同省から大学に調査が依頼された。事例10の不正論文が含まれるので、それがきっかけだったと思われる。

大学は、HSが著者の63論文（うち疑惑指摘は19論文）について調査した。そして大学は、2011年の1論文について組織像が捏造さ

れたと認定し、別の1論文について生データ・組織標本を紛失した合理的説明がなく、実験実施の証拠がないため捏造と認定した。また大学は、2007年の3論文で改竄（画像データ流用）があったと認定した。大学は、これら5論文（いずれもHSが筆頭著者）の不正はHSが単独で行った、と認定した。

大学によれば、2007～11年ごろはHSが中心となって数件の研究テーマを並行して進めており、実験データはHSが中心となって管理していたため、データの混同や紛失が起りやすくなっていたこと、及び、生データの適切な整理・保存と解析がなされなかったこと——講座の主任教授や共同研究者による吟味が十分でなかったこと——、これらが不正発生の理由だった。

大学は、不正認定5論文について、掲載誌のインパクトファクターは比較的低く、被引用件数も少ないため、社会的影響は限定的だが、撤回するようHSに要請した。

事例13は、学外通報（2012年8月）——子宮がんや卵巣がんに関する遺伝子分析など

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism

の12論文における画像データ20個の流用疑惑——により発覚したもので、医学部・産科婦人科学講座・講師TN（在職1997～2012年夏）の不正疑惑だった。TNは画像流用のため2012年12月までに7論文を撤回したが、通報はこの撤回と関係があると思われる。

大学の調査に対してTNは、通報12論文を含む22論文について不正（画像重複335カ所）を申告した。大学は、TNが著者の99論文について、画像データの詳しい解析の他、実験資料（実験ノート、写真フィルム、等）、申告した理由、共著者の役割、不正の動機などを調査した。TNの所属講座の主任教授や共著者にも事情聴取や書面調査を行った。そして大学は、19論文で捏造があり、2論文で改竄があった、と認定した（不正認定123カ所）。

調査に対してTNは、18論文について画像データ流用を認めて論文撤回を表明した。また、1論文について画像データはオリジナルであるため論文を撤回しないと主張した。これら19論文（2002～12）でTNは、実験ノートや実験資料は破棄した、実験は誠実にいった、と主張した。しかし大学は、実験実施を客観的に裏付ける証拠——実験ノートや実験資料——が提出されなかったため、捏造と認定した。

TNは、2論文（2004）について実験ノートや実験資料を提出した。それらを大学が精査したところ、実験実施は確認できたが、実験資料と論文記載の実験条件（例えば試薬濃度）の食い違いなどが多数みつかったため、改竄と認定した。

大学は、TNが単独で不正を行った、共著者に不正なし、と認定した。TNは、20論文で筆頭著者であり、1論文で責任著者だった。

大学は、これら不正について、数が多いた

め過失によるとは考えにくい、約10年間にわたり常態化していた、と見て、TNのモラルの著しい欠如によるものと判断した。加えて、ポストや研究費の獲得のため論文数やインパクトファクターを追い求める過度の競争意識が背景にある、と推測した。また、TN以外の研究者（共著者など）のチェックを受けずに論文が投稿される状況があったことも一因と考えた。

大学は、不正認定21論文について、掲載誌のインパクトファクターが8.193や5.016と高いものがあり、被引用件数が162回と多いものも含まれるため、及び、掲載誌の多くは国際的に評価が高いため、社会的影響は否定できないから、撤回するようTNに要請した。

大学は2015年2月27日、HSとTNは調査開始後まもなく退職したので処分できないが、研究不正に対する大学の姿勢を示すため、HSは停職3カ月、TNは停職9カ月の懲戒処分に相当すると発表した。日本学術振興会は、HSに対して5年間、TNに対して7年間、競争的資金等への申請を制限した（研究費返還請求なし）。

大学は、研究不正が事例10・12・13と3件も続いたので、再発防止に着手した。例えば、不正調査で、実験ノートや研究資料の保管が不十分だったことを踏まえ、大学院生や教職員（研究者）に対して研究終了後に実験ノートや研究資料を大学に提出させて一定期間保管する体制作りを検討することにした。また例えば、共同研究における役割分担・責任の所在が曖昧だったことを踏まえ、研究不正未然防止について講座主任教授に責務があることを明確にすることにした。

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

表1：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
12	2007、2011年	大分大学・医学部・麻酔科学講座	講師HS (42、男)	捏造、改竄	停職3カ月相当、5論文撤回要請、応募・申請制限5年間、文献2参照
13	2002～2012年	大分大学・医学部・産科婦人科学講座	講師TN (47、男)	捏造、改竄	停職9カ月相当、21論文撤回要請（13論文撤回済み）、応募・申請制限7年間、文献2参照
14	1992～2011年	椋山女学園大学・現代マネジメント学部	教授GH (58、男)	盗用	停職6カ月+2カ月、1著作の絶版と16論文の撤回は不明、文献3参照
15	—	熊本大学・大学院・医学薬学研究部	2大学院生、准教授	捏造（画像流用）疑惑	2論文撤回、調査委員会を設置せず（疑惑処理が不適切）、文献4参照
16	2010年3月	早稲田大・人間科学学術院	教授MT (47、男)	盗用	訓戒、報告書を修正して文部科学省に納品、文献5参照
17	2008年9月	慶応大学・大学院・政策・メディア研究科	大学院生（当時25）SS	盗用	修士の学位の取り消し（実名公告）、文献6参照
18	2010～12年	東京大学・医学部・付属病院	特任研究員MH (48、男)	盗用、捏造（虚偽発表）	懲戒解雇、14論文などの撤回（勧告）、応募・申請制限5年間、文献7参照
19	2012年6月	租税法学会、明治大学・経営学部	理事長・教授MT (61)	盗用	理事長辞任、厳重注意（大学）、学術誌の再発行、文献8参照
20	2012年	育鵬社	育鵬社	盗用（著作権侵害）	著作権侵害・出版差し止めなど棄却（知財高裁）、文献9参照
21	—	久留米大学・商学部	准教授A	盗用疑惑	大学は未調査（推定）、文献10参照
22	—	久留米大学・商学部	教授E	盗用・改竄の疑惑	大学は未調査（推定）、文献10参照
23	2011年3月	神戸大学・大学院・人間発達環境学環境学研究科	大学院生G (30代、女、中国籍)	盗用	学位（博士）授与の取消し、文献11参照
24	2012年3月	宮崎大学・医学部	助教 (50代、男)	盗用（標本の無断利用）	停職1カ月、文献12参照
25	2012年4月	山形大学・医学部	教員 (30代、男)	改竄、オーサーシップ不正	発表撤回・注意（学会）、処分検討（大学）、文献13参照
26	1999、2000、2011年	奈良教育大学・大学院・教育学研究科	准教授NT (50、男)	盗用	除名（学会）、停職3カ月（大学）、3論文撤回、文献14参照

(注) 表1は「概観その10」の表2（事例1～11を掲載）の続編のため事例12から掲載している。

(2) 事例14は、椋山女学園大学・現代マネジメント学部の教授が盗用のため停職処分を2連続で受けた事例である。

2012年2月、学外から不正疑惑の指摘があり、問題が発覚した。大学が調査した結果、教授GHの6論文（2000～11）で合計123カ所

の盗用が確認された。それらは、引用符や出典記載がない、引用で論文の大半を構成、文章構造をそのまま利用、などだった。そこで大学は、研究者のモラルに反し、学園の信用を傷つけたと判断し、GHを停職6カ月の懲戒処分とした（2012年8月）。

その後の調査で、GHは別の盗用もあると申告して謝罪文を提出した。調査の結果、1著書と10論文（1992～2009）で盗用88カ所が新たに確認された。そこで大学は2013年2月、GHに停職2カ月を追加した。

GHの自主申告は、同じ頃と同僚教授STが懲戒解雇されたこと（「概観その9」の重大な研究不正の事例8）が影響したと思われる。STは、1著書・4論文で盗用が確認されたため停職6カ月となったが、追加調査のさい、ほかは問題ないと調査に応じなかった。しかし、4著書・8論文で盗用78カ所が新たに確認されたうえ、反省の態度も示さなかったため、STは懲戒解雇された（2012年4月）。そこでGHは自主申告したと思われる。

（3）事例15は、熊本大学・大学院・医学薬学研究部の教授選考で、論文不正疑惑が2件もちあがり、うち1件（事例15）は論文撤回に至ったが、正式に調査されなかった事例である。

2008年、外科系講座の大学院生らの2論文にデータ使い回し疑惑が指摘された。そこで、当時の研究部長が、大学院生らの指導教員で2論文の共著者の准教授に対し、事情聴取などを行った。結果的に准教授らは、画像が不適切などの理由で2論文を撤回した。准教授は、教授選考の候補の1人だったが、この問題のため辞退した。

その後、教授選考の学外候補者の論文にデータ二重使用疑惑が指摘された。熊本大学は、学外候補者の所属大学に調査と説明を求めた。結果的に、学外候補者は指摘に対して掲載誌で説明を追加し、熊本大学側は問題なしと判断した。

取材に対し、当時の研究部長は、不正疑惑

を指摘する正式な訴えがなかったので調査委員会を設けなかった、と応じた。取材時点での研究部長も同様の考えを示した。一方、論文不正疑惑が教授選考の材料に使われた形となってしこりが残った、調査を行うべきだった、という声が残ったというが、もっともである。

（4）事例16は、早稲田大学・人間科学学術院の教授の論考に盗用が確認されたが、訓戒に終わった事例である。

教授は、研究代表者として同学術院を中心に研究者9名を組織し、文部科学省・平成21年度（2009年度）先導的の大学改革推進委託事業「社会人の大学院教育に関する実態把握に関する調査研究」を受託し、報告書（2010年3月発行）を提出した。

2011年9月ごろ、早大内で報告書に盗用疑惑が指摘された。そこで、学生の論文などの盗用チェックのため導入したソフトで報告書をチェックしたところ、盗用疑惑の記述が8カ所ほど見つかった。例えば、報告書「はじめに」の冒頭は、職業能力開発総合大学校・能力開発研究センターの報告書（2005）の序章から1段落（約320字）を丸々盗用していた。また、報告書のフランスの生涯学習やイギリスの高等教育の記述にも、他人の文献と酷似する部分があった。

そこで早大が調査した結果、8カ所の盗用が確認された。調査に対して教授は、すべて自分に責任があると認め、忙しさから出典を示すことを忘れていた、引用文献リストを用意していたが付け忘れた、などと釈明した。

早大は、教授に対し、調査中は（処分が確定しないので）通常通り勤務させ、その一方で、修正した報告書を文科省に提出させた。

そして早大は、教授の主張を認めてミスだったと判断し、教授を訓戒とした。

早大・人間科学学術院長の「人間科学学術院の学生諸君へ」（2012年9月28日）によれば、「本学は、研究論文ばかりでなく学生のレポートにおける盗用、剽窃などにも厳しく臨んでいる」が、問題の報告書は、「学術的新規性を主張する研究論文とは異なる性格を有すること、当該箇所が膨大な報告書の主要部分とは言えず全体として報告内容は十分な価値を有すると認められること、研究不正と認定すべき故意性が認められず不注意によるものであったこと、本人の反省と悔悛の情が著しいこと、などを勘案して」、教授を訓戒とした。

文科省は、2011年9月に早大から連絡を受けて同省HPから報告書を削除し、修正された報告書を改めて掲載した。

（5）事例17は、慶応大学・大学院の元大学院生の修士論文に盗用が認定されたため、修士の学位が取り消された事例である。

慶大の政策・メディア研究科は、日本建築学会から、2006年度設計競技で元大学院生SSが提出した入選論文（のちに修士論文として提出）について、盗用疑惑を指摘された。同研究科は、調査の結果、SSの修士論文に、近代建築社の月刊『近代建築』2005年6月号・別冊『全国大学建築系学科卒業設計優秀作品集』からの盗用がある、と確認した。調査に対してSSは盗用を認めた。

慶大は、SSへの学位授与の取消しを実名で発表した。日本建築学会は、慶大から報告を受け、SSの論文の入選を取り消した。

iPS細胞を臨床応用と虚偽発表した事例

（6）事例18は、研究成果の虚偽発表のた

め東大・特任研究員が懲戒解雇された事例である。

発端は、読売新聞の2012年10月11日朝刊1面の記事「iPS心筋を移植 初の臨床応用 ハーバード大 日本人研究者 心不全患者に2月に治療 社会復帰」（誤報のため削除）だった。その記事は、米国・ハーバード大学の客員講師で東大の客員研究員でもあるMHのグループが2012年2月以降、ハーバード大学傘下の病院などで、世界で初めて、iPS細胞から心筋細胞を作って重症の心不全患者に移植する治療を患者6人に実施した；最初の患者はすでに退院して現在も元気である；科学誌『ネイチャー・プロトコルズ』電子版で論文が近く発表される、と報じていた。

この記事は、2012年のノーベル医学・生理学賞がiPS細胞を作った山中伸弥に授与されると8日に報道されたばかりで、非常に注目された。その結果、MHの虚偽発表の疑惑1件目が浮上した。例えば10月11日、米国・ハーバード大学とマサチューセッツ総合病院は、MHは同病院に1999年11月～2000年1月初旬に1カ月余り客員研究員として在籍しただけで以後は関係がない、臨床応用どころかMHが関わる臨床研究は1件も承認していない、と読売記事を否定した。

MHは、米国・トランスレーショナル幹細胞学会のポスター発表で、上の臨床応用について報告する予定だったが、会場に現れなかった。そこで主催者は、疑義が生じたとしてMHのポスターを撤去した。

疑惑1件目が注目を集めた結果、10月12日、MHの母校・東京医科歯科大学は急きょ記者会見を開き、MHの疑惑2件目を公表した。それは、MHと同大学のグループがiPS細胞を使ってC型肝炎の新しい治療法を開発した、

と2010年に読売新聞などが報道した件で、理事は、報道された研究を同大学で行った事実はない、と否定した。記者会見に同席した教授SC（MHが修士課程のときの指導教授）は、MHの疑惑2件の共著者の1人だったが、1件目について、2012年8月か9月にMHから抄録などがメールで送られてきたので責任著者となることを了承した、検証が不十分で責任を感じている、と述べた。また、2件目について、確認が不十分で不明を恥じている、と述べた。SCは、ほかの共著者が専門家として付いていると思っていた、と釈明した。

疑惑1件目の論文（結果的に不掲載）の共著者として報じられたのは、日本人研究者4人だった。しかし、SC以外の3人——杏林大学・講師UT、東京大学・先端科学技術研究センター・特任教授と特任助教——も、記者会見などで、MHのiPS細胞研究には関わっていない、勝手に名前を使われて非常に迷惑などと表明した。複数の論文などでMHの共著者とされたマサチューセッツ総合病院・准教授RCも、MHのiPS細胞研究は知らない、共著者になることを承諾したこともない、と病院広報を介して発表した。MHの疑惑2件目の論文の共著者とされた慶応大学・医学部・助教も、同大・総務課を通じて、MHのiPS細胞研究に関与していない、と発表した。

科学誌『ネイチャー』は10月12日、2011年に電子出版された再生医療に関する専門書のMHの担当部分が、iPS細胞の作り方などで盗用の疑いがある、と発表した。疑惑が深まったので、同誌は、科学誌『サイエンティフィック・リポート』掲載のMHの2論文（2012年2月と7月）、及び、『ネイチャー・プロトコルズ』の自由投稿欄へのMHの記事2件について調査すると発表した。そして11月9日、

『サイエンティフィック・リポート』は、東大の倫理委員会の承認を得たという虚偽記載と、MHを含む著者全員が論文の正確さを保証できないため撤回を望んだことを理由に、MHの2論文を撤回した。

疑惑を受けて調査が始まった。東京大学(医学部・附属病院)は12日、調査チームを設置し、MHの論文などを調査した。東京医科歯科大学は、15日に調査委員会を設置し、教授SCが共著者となった(名義を貸した)理由や共著の妥当性を調査した。杏林大学は、講師UTがMHの共著者になった経緯などを調査した。内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、そして、日本学術振興会も、合同または単独で、調査を開始した。

10月13日、MHは、ニューヨークでの記者会見で、移植手術は「6件」ではなく2011年6月の「1件」と訂正したが、その1件について具体的なことは回答しなかった。記者から今後について質問され、研究者としては終わりだと思います、と回答した。

10月15日、帰国したMHは、東大の調査に応じた。調査に対してMHは、iPS細胞は米国で2009年に2化合物を使用して作製した；2011年春に知らない人＝手術者から患者に使いたいとメールがあった；手術者から倫理委員会の承認を取ったと説明された；2011年6月に米国で1件だけiPS細胞の移植手術を行い、その手術に立ちあった；証明できる人は公の場に出てくれない；証拠が出せないため移植手術を行ったと証明できず残念などと回答した。これに対して東大は、MHが2012年に『サイエンティフィック・リポート』で発表した2論文に、東大の倫理委員会で承認された、という虚偽記載を見出した。東大は、MHの主張には裏付けがないと認めたが、調

査を継続した。

東大の調査に対して、MHの上司にあたり疑惑2論文の共著者でもある助教MMは、原稿に目を通していない、と回答した。また、MMの研究プロジェクトでMHが担当する「iPS細胞保存研究」について、MHからハーバード大学の特許の問題があるので先生（MM）にも話せないと言われた、と回答した。

東大は10月19日、特任研究員MHについて、iPS細胞から作った心筋細胞を重症の心不全患者に移植する手術を6件実施したと発表したうち5件は虚偽だったので、大学の名誉・信用を著しく傷つけたと認め、MHを懲戒解雇した。

10月19日、マサチューセッツ総合病院は、同病院の知的財産部門が、MHと准教授RCを共同発明者とするiPS細胞作製技術の特許（2011年7月に米国で出願）の出願を取り下げた、と発表した。同病院は、出願前の審査で、准教授RCが名前を連ねているため問題なしと判断したが、虚偽の研究に基づくものと判明したため取り下げた。MHは、日本（東大）では米国・ハーバード大学関連機関で実験した、特許の関係で詳しく話せないと説明する一方で、米国では日本（東大）で実験した、と説明していたようである。

12月28日、東京医科歯科大学は調査結果を公表した。同大学によれば、MHと教授SCの論文など共著25件のうち、2論文は主体が別で無関係なので、調査対象は23件だった。この23件は、6論文、1レビュー、及び、他人の論文へのコメント等を自由投稿欄で表明したもの16件だった。うち、iPS細胞関係が11件（2010～12年：3論文、1レビュー、7コメント等）で、それ以外が12件（1996～2010年：3論文、9コメント等）だった。調査対象23

件のうち、SCが研究に関与した3論文を除いた20件について、SCは、共同研究者として関与せず、専門知識がなく、また、論理性・整合性の検証をただけで研究内容を検証しなかったのに、共著者（責任著者）として名前を連ねていた。また、研究について同大学の倫理審査委員会に一度も申請しなかった。（問題の20件は、同大学で研究されなかったので、内容面は判断されなかった。）そこで同大学は、SCが安易に共著者になったことは研究者としてあるまじき行為である、と結論した。また、同大学は、SCがMHの研究に関与していないし、MHの研究がSCの研究に寄与していないのに、SCがMHに旅費・学会参加費・論文掲載料・論文校正料を支給したことは不適切であり、予算の管理者として重大な瑕疵がある、と結論した。

調査結果を受けて同大学は、教授SCに対し、停職2カ月を課し、不適切な経費・10件・約131万円の返還を請求した。SCは異議を申し立てず、iPS細胞関係で論文撤回や自分の名前の削除を進めた。なお、同大学は、所属外のMHの責任は問わない方針だったが、MHは体調不良を理由に調査に応じなかった。

2013年5月16日、杏林大学は調査結果を公表した。同大学は、MHが投稿したと主張した論文（結果的に不掲載）の共著者に講師UTが含まれると報道されたため、UTとMHの関係などについて調査した。その結果、UTとMHは、1997年に海外の研修会で知り合い、2006年頃まで共同研究を行ったが、以後は交流がなかった、と認めた。問題の論文については、2012年11月16日、同大学の調査委員会への出席要請の電話での会話でMHが、「問題となった論文の件では、事前にUT氏に内容を確認いただきたかったが、連絡できな

かった。大変申し訳ないと思っている」（杏林大学・医学部「『本学教員とMH氏の共同研究業績』報告書」2013年5月16日）と説明したため、MHがUTを勝手に共著者に加えた、と結論した。MHは、同大学の調査委員会への出席要請に応じなかった。

杏林大学は、UTとMHの共同研究（2004～06年）も調査した。それは、UTが主任研究者の研究課題（2件）に、MHが分担研究者として参加したものだ。そのうち、UTが主体の研究にMHが協力したものは、内容や信憑性に疑義はなかった。一方、MHが独自に行った研究は、研究の対象や方法などの具体的記載がないため、研究の妥当性の評価が困難で、疑問が残った。MHは研究者として責務を十分に果たしたとは言いがたい、と見なされた。

2013年9月20日、東大は、MHの不正疑惑の調査結果を発表した。東大は、科学研究所行動規範委員会で、MHの東大在籍中の論文など68件を調査していた。調査に対してMHは、iPS細胞の臨床応用を1件は実施した、と主張した。しかしMHは、再三提出を求められたのに、iPS細胞関係の論文など14件について、生データや実験ノートなど実験を証明する証拠を示さなかった。そして、意図的に証拠隠滅したのではない、関係者と連絡が取れなくなった、などと弁明した。そのため東大は、MHは説明責任を果たさなかった、「証拠隠滅又は立証妨害」を行った、と見なし、14件で研究不正があった、と認定した。うち、1論文で米国の研究機関のHPからの図の盗用1件を、また、2論文で東大の倫理委員会の承認を受けたという虚偽記載を、確認した。東大は、これらの不正は全てMHによるもの、と認定した。東大は、不正認定14件のうち未

撤回の9件も確実に撤回させる、と発表した。

東大は、MHの上司にあたる助教MMについて、論文など6件でMHの共著者として内容を確認する責任を果たさず、また、MHを雇った公的研究費の管理監督者として管理・指導を怠った、と認定した。加えて、MHの研究不正の結果、MMが研究代表者を務める「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の廃止を余儀なくされたことが、大学の名誉や信用を著しく傷つけたとして、MMを戒告とした（2014年3月27日）。

東大の調査結果を受け、公的研究費から支出されたMHの件費について、経産省は約230万円の返還を、日本学術振興会は約997万円の返還を、それぞれ東大に請求した。公的研究費申請が、MHは5年間、MMは1年間、制限された。

（7）事例19は、租税法学会・会員の指摘で盗用が発覚したため、明治大学の教授が、学会・理事長を辞任し、学部長から嚴重注意された事例である。

発覚のきっかけは、2012年6月発行の学会誌に掲載された教授の論文の最後の3頁が、大阪産業大学・学長のブログ記事とほぼ同じ内容だ、と会員が指摘したことだった。教授は、無断転用を認めて学会や同学長に謝罪した。同学長は謝罪を受け入れて問題視しなかった。発行元の有斐閣は掲載誌を回収して再発行した。

教授は2012年9月末、明治大学に問題を報告した。同大学によれば、教授は、2011年に講演用の資料を集めたときブログ記事をパソコンに保存して活用した；その後、講演内容をもとに論文を執筆するとき自分の原稿と混同した、と説明した。教授は、司法試験審査

委員や関税等不服審査会・会長だけでなく、租税法学会・理事長も辞任する、と表明した。教授の報告を受けて経営学部長は教授を口頭で嚴重注意した。

取材に対し、教授は、盗用の意図はない、うっかりミスだった、と説明した。大学広報は、故意でないため懲戒処分にあたらぬ、と回答した。

（8）事例20は、中学歴史教科書の盗用が裁判で争われ、知財高裁で著作権侵害はないと判決された事例である。

新しい歴史教科書をつくる会は、1997年1月に設立され、扶桑社版の中学歴史教科書を執筆した。その後、つくる会は、内部対立やメンバー脱会を繰り返し、2007年2月、扶桑社の子会社・育鵬社から出版をめざすグループ（教科書改善の会）が新たに形成された。一方、つくる会は、改めて自由社から出版することとし、2008年4月、扶桑社版を一部改訂した自由社版を検定申請した。そして2008年6月、つくる会のFNなど4人は、扶桑社を相手取り、扶桑社版の著作権の確認と出版差し止めを求めて提訴した。2009年8月25日、東京地裁は、新学習指導要領が実施されるまで出版契約が継続するとして出版差し止め請求は棄却したが、つくる会側の著作権を認めた（82単元のうち75単元など）。

2012年10月19日、自由社は、育鵬社版は自由社版からの盗用が47カ所ある、と主張する声明を出した。これに対して育鵬社は、著作権侵害はしておらず、理解に苦しむ、と反論した。同年10月から翌年2月にかけて、著作権（盗用・リライト）問題を解決して大同団結するため交渉が行われたが決裂し、再び解決は司法の場に移った。

つくる会のFNは、育鵬社版（2012年度）で盗用され著作権を侵害されたと主張して、出版差し止めなどを求めて提訴した。東京地裁は2014年12月、FNの請求を棄却した。裁判長は、歴史教科書では表現の幅は極めて狭いため同じような表現にならざるを得ず、著作権侵害にあたらぬとした。控訴審で知財高裁は2015年9月、地裁判決を支持し、控訴を棄却した。裁判長は、FNの記述について、歴史的事項を説明したありふれた表現で創作性は認められないと指摘し、著作物にあたらぬため著作権侵害はないとした。つくる会HPに上告の記載がないので、上告棄却か上告断念に終わったと思われる。

（9）事例21と事例22は、久留米大学・商学部で同じ頃に2件の論文不正疑惑が浮上し、人事をめぐる内紛かと報じられた事例である。

事例21は、教授昇任申請における論文審査で盗用疑惑が指摘されたが、大学の正式な調査が行われずに終わったように見える事例である。

2011年6月までに、准教授Aが教授昇任のため申請した3論文を、2教授B・Cが審査した。B・Cは3論文について、適切な引用がなく盗用の疑いがある、自説の展開は見られなかった、などと判断し、教授昇任レベルに達していない、と評価した。B・Cの評価に基づき、商学部長がAに昇任辞退を求め、同学部・教授会はAの教授昇任を否決した。

これに対してAは2011年10月、大学に人権侵害を申し立てた。人権調査委員会は2012年2月、B・CによるAの論文審査について、論文に盗用はないのでAの名誉と研究者生命を脅かしたと結論し、Aに対する人権侵害を

認定した。また、教授Dについて、Aの他大学への講師派遣を妨害するなどアカハラがあったと指摘した。

調査結果を受け、商学部・教授会は2012年7月、B・Cに対して、昇任妨害などの理由で、准教授への降格などの懲戒処分を決定した。Dは、上述のアカハラがきっかけでAへの人事権がないと決定されていたのに、Aの教授昇任を審議する教授会に参加して悪影響を及ぼしたという理由で、降任処分を受けた。

2012年7月、B・C・Dは福岡地裁・労働審判で大学と話し合ったが決裂した。そこで、B・C・Dは10月、大学を相手取って、商学部・教授会の決定を無効とするよう提訴した。B・Cは、論文審査の結果は根拠に基づいている、審査は真摯に行い評価を下した結果だ、と主張した。Dは、Aの教授昇任の審議には全く参加していない、と主張した。これに対して大学は、第1回口頭弁論で請求棄却を求め（10月26日）、B・C・Dの准教授への降任処分を11月1日付で発令した。この頃までにAは教授に昇任した。

福岡地裁は2015年3月、Aの論文が盗用でないことが明らかとは言えず、人権侵害行為があったとは言えない、と認定した。また、Dの教授会参加について悪影響を及ぼしたとは言えない、と大学の主張を退けた。そして、B・C・Dの准教授への降任処分などは無効だと判決した。大学は控訴したが、福岡高裁は同年11月、地裁判決を支持し、控訴を棄却した。高裁は、Aの論文にB・Cが盗用疑惑を指摘したことには相当の理由があり名誉毀損に該当しない、と結論した。

事例22は、事例21のB・C・Dのうちの1人（以下ではEとする）が准教授への降任処

分を受けたあと、論文不正のため専任講師への降任処分を受けたが、大学の判断に誤りがあるので後者の処分は無効だ、と判決された事例である。

商学部・教授会は2013年1月、Eの論文に盗用や改竄があるとして専任講師への降任処分を決定し、4月に実施した。これに対してEは、大学を相手取って、処分無効などを求めて提訴した。福岡地裁は2015年9月、Eの訴えを認める判決を言い渡した。地裁は、処分を根拠づけるほど適切な表示なく流用したとは言えない、などと大学の判断に誤りがあったと認めて処分無効としたほか、大学に慰謝料支払いと大学HPへの謝罪文掲載（半年間）を命じた。続いて福岡高裁は2016年4月、地裁判決を支持し、控訴を棄却した。但し、裁判長は、謝罪文掲載は名誉回復に相当であると認めることはできない、と退けた。

事例21と22の論文不正疑惑は払拭されずに残ったように思われるが、うがち過ぎだろうか。

(10) 事例23は、盗用のため神戸大学で初の学位（博士）取り消しとなった事例である。

2011年8月、東京都在住の研究者Aは、神戸大学の大学院生Gの紀要論文（2011年3月発行）がAの論文と酷似している、と盗用疑惑を同大学に訴えた。調査の結果、指摘のように盗用がある、と大学は認定した。Gの紀要論文は、Gの学位論文（博士（教育学）、2011年3月授与）の一部だったので、さらに調査した結果、Gの学位論文・全6章のうち、序章、第1章、第3章、第5章に盗用がある、と認定した（2012年1月）。うち、第5章の「考察」は、大部分がAの論文からの盗用だった。

調査に対してGは、指導教員の退官前に提出しなければならず焦ってやった、申し訳ない、などと盗用を認めた。大学は2012年10月、Gに授与した学位を取り消した。また、研究不正の再発防止のため、従来の取り組みの見直しに着手した。

(11) 事例24は、宮崎大学所有の成果有体物（学術的・財産的価値のあるデータ）の無断使用が盗用の研究不正とされた事例である。

同大学・医学部の助教は、2012年3月に自費出版した医学の専門書（教本）に、大学所有の成果有体物——動物の皮膚や血管組織を採取したプレパラート（標本）——の顕微鏡写真を、勝手に撮影して掲載した。3月上旬、別の教員がその写真に気づき、不正の疑いがあると大学に申し立てた。調査に対して助教は、標本の無断利用を認めた。大学は、研究における不正行為（盗用）と認定し、助教を停職1カ月とした。助教の自費出版の専門書が回収されたか不明である。

(12) 事例25は、山形大学の教員が留学中の研究成果を発表したとき、データを改竄したうえ共同研究者の名前を演者に加えなかったため、発表撤回に至った事例である。

山形大学・医学部の教員は、米国・研究機関に留学し（2009～11）、細胞を使って薬の効果を調べる研究を行った。教員は、帰国後の2012年4月、留学中の研究成果を学会で発表した。すると共同研究者が、演者として自分の名前が載っていないことに気づき、教員に抗議したうえ、学会や大学に告発したため、オーサーシップ不正が発覚した。大学が5月から調査した結果、データ改竄（自分の仮説に都合な実験データを選んで解析）も判明

した。調査に対して教員は、不正を認め、反省の意を表明した。学会は教員に対して文書で注意し、教員の発表は撤回された。大学は、教員の処分を検討したが、発表がないため、懲戒処分しなかったと思われる。

(13) 事例26は、3論文で盗用が発覚したため奈良教育大学の准教授NTが停職3カ月の処分を受けた事例である。

日本体育科教育学会に会員から、同学会編『体育科教育学の現在』（2011）に掲載されたNTの論文（2011）について、盗用疑惑が寄せられた。同学会は、調査の結果、NTの論文に他人の発表資料（2007）からの盗用があると認定した。そして同学会は、NTの論文について、引用部分2カ所（約3頁分）と引用文献を明記する修正を公告した（2012年12月）。しかし、NTの論文に『東京大学教育学部紀要』掲載の他人の論文（1992）からの盗用も判明したため、同学会は2013年7月、NTの論文を撤回したうえ、『体育科教育学の現在』を絶版とし、NTの除名処分とあわせて公表した。この問題などがきっかけで同学会は、研究倫理の取り組みを強め、研究不正に対する懲戒の対象を拡大した。

日本スポーツ教育学会は2013年5月、経緯は不明だが、学会誌掲載のNTの論文（1999）について、盗用があるため撤回する、と発表した。

奈良教育大学は、日本体育科教育学会から通知（2013年7月）を受けて調査した。NTは、ある論叢に寄せた論文（2000）にも同様の盗用があると申し出た。調査の結果、大学は、どちらにも盗用があると認定した。大学は、NTの処分を検討中に、上述のNTの論文（1999）の盗用に気づいて認定した。3論文

の盗用部分は、研究の背景を説明する部分で、ほぼ同じ表現のまま、約10行～約3頁を盗用していた。NTは、読んだ文献をまとめてパソコンに保存しており、自分の考えと混同したようだ、意図的ではなくミスだった、と釈明した。調査結果を受けて大学は2014年3月、NTを停職3カ月とした。学長はNTに対し、盗用3論文の撤回を勧告した。

まとめに代えて

本稿で扱えなかった2012年のその他の研究不正14件、アカハラ42件などは適所での発表を探ることとし、ここでは事例18に注目したい。

事例18のMHは、医療統計や知的財産法が専門分野で、1996～2002年に、各紙から取材を受けて何度か記事に登場し、意見を投稿した。MHは、2007年9月に東大で博士（学術）の学位を取得したあと、経緯や動機は不明だが、2009年頃から「iPS細胞研究」で各紙に売り込むようになり、記事化されるものもあった。読売新聞社の場合、誤報6件は総じて裏付け不足で、初めて取り組んだiPS細胞の実験で、2か月半の米国滞在中に、すべて1人で取り組み、仮説が当たりまくった、などとMHが語ったことを、記者は適切に裏付け取材しなかった。デスクらは記者が裏付けを取ったはずと考えて疑問解消を確認せず記事化を指示していた。科学者を利用したいマスコミにとって事例18は、取材の基本を疎かにしてはならないという意味で、反省材料となった。

事例18は、科学者の相互信頼のためには、研究に何らかの秘密や隠し事があるときは要注意・要警戒という意味で、科学者にとっても教訓的な事例となった。そして事例18は、

影響力が大きいマスコミを利用したい研究者にとって、新たな反面教師であり、グリーンブック（文献15）がマスコミとの関係で慎重姿勢を説く追加の事例でもある。

文献と注記

本稿における出典記事は次のように略記している。例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「朝日20030801」と略記している。「W」は新聞社HP（ホームページ）掲載記事またはデータベース収録記事である。大学や研究所のHPに掲載された発表などは「理研20060303W」等と略記している。

- 1) 本誌所収の拙稿「我が国における研究不正（ミスコンタクト）等の概観」（その1～10）は、機関リポジトリで入手できる。ここでは代表として概観その10（略称）のアドレスを示す。

<http://id.nii.ac.jp/1354/00001253/>

なお、関連する拙稿4件は下記サイトに掲載されている。

<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri.html>

- 2) 毎日20120608W「大分大：医学部の前学部長ら、論文20本に不正か」、朝日20120609W「講師に論文不正疑惑 画像など捏造か 大分大医学部」、読売20120609W「大分大の論文不正、他講師も調査」、毎日20121216W「大分大：また論文不正か 医学部元講師 調査委を設置」、朝日20121226W「大分大元講師、論文に不正か 調査委設置」、大分大学20150227W「本学医学部における研究活動に係る不正行為の疑義に関する調査結果について」、「医学部麻酔科学講座元講師 萩原聡氏 研究活動に係る不正行為の疑義に関する調査結果について」、「医学部産科婦人科学講座元講師 高井教行氏 研究活動に係る不正行為の疑義に関する調査結果について」、読売20150228W「大分大の元講師2人論文不正 26本に捏造や改ざん」、朝日20150228W「研究論文26本、捏造や改ざん 大分大の元講師2人」、毎日20150228W「論文不正：

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- 大分大医学部元2講師、26本に捏造や改ざん」、日本学術振興会20160331W「科学研究費補助金に係る研究活動の不正について」。
- 3) 読売20120803W「他人の論文不正引用、椋山女学園大教授処分」、毎日20120803W「椋山女学園：教授が盗用論文 停職6カ月の処分に」、朝日20130204W「新たに論文盗用80カ所 椋山女学園大の停職教授」、毎日20130205W「椋山女学園：新たな論文盗用を確認し、教授を追加処分」。
- 4) 熊本日日20120906W「医学論文不正疑惑、解明行わず 熊本大大学院」、世界変動展望20121005W「熊本大、研究不正の指摘を握りつぶし!」。
- 5) 朝日20120906W「早大教授が文献盗用 文科省委託の研究報告」、早稲田大学20120928W「人間科学学術院の学生諸君へ」、朝日20120928W「『盗用』の早大教授処分」。
- 6) 慶応大学20121001W「修士学位の取消しについて」、「修士学位を取消すにあたって」、慶應塾生新聞20121120W「盗作発覚 修士学位取り消し 再発防止 研究倫理見直す」。元大学院生SSは、T大学・大学院・博士課程に進学したが、盗用発覚後に退学か除籍となり、再び慶応大の同じコースに籍を置いて2014年3月に修士の学位を得たようだが、詳細は不明である。
- 7) 誌面の都合で機関発表と読売新聞の主な記事以外は割愛する。読売20121011W「iPS心筋移植、ハーバード大で 初の臨床応用」、読売20121011W「『死の間際、これしかなかった』iPS心筋移植」、読売20121011W「iPS心筋移植、日本なら書類の山森口講師」、読売20121012W「『iPS心筋移植』報道、事実関係を調査します」、読売20121012W「ハーバード大、「iPS細胞移植例ない」と説明」、読売20121013W「【おわび】iPS移植は虚偽 読売、誤報と判断」、読売20121013W「検証『iPS移植報道』森口氏、治療の事実なし」、読売20121013W「論文・動画、記者にメール 東大病院で取材」、読売20121013W「森口氏、医師資格なし 米大関連病院在籍1か月」、読売20121013W「森口氏の手法『不可思議』ネイチャー誌が検証」、読売20121013W「米病院関係者も関与否定 『手術』も事実なし」、読売20121014W「iPS移植、5件『ウソ』 森口氏が記者会見」、読売20121014W「森口氏の記事、読売6本掲載 5本で詐称の肩書」、読売20121014W「森口氏の『研究成果』多くが簡易論文」、読売20121014W「森口氏、山中氏の論文盗用か 英科学誌指摘」、読売20121014W「森口氏『研究者やめる』iPS移植虚偽発表」、読売20121014W「森口氏、『共同執筆者』佐藤千史教授に謝罪電話」、読売20121015W「森口氏の論文・研究、東大病院などが検証開始」、読売20121015W「森口氏の論文、有力研究者と共著で『箔』」、読売20121015W「森口氏の論文、ネイチャー発行元も調査始める」、読売20121016W「森口氏の研究、3府省と3大学・病院が調査」、読売20121016W「森口氏記事、共著者『関わってない』と名前削除」、読売20121016W「森口氏雇用経費、内閣府事業から967万円」、読売20121017W「森口氏の論文共著者、さらに2人の名を削除」、読売20121017W「佐藤千史教授の名、森口氏の共同執筆者から削除」、読売20121018W「森口氏の恩師処分へ 調査委『安易に共著者に』」、東京大学20121019W「懲戒処分の公表について」、読売20121019W「森口氏を東大が懲戒解雇 5件は虚偽発表と断定」、読売20121020W「ハーバード大関連病院、森口氏の特許出願を撤回」、読売20121026W「森口氏記事6本誤報、読売東京・編集局長ら処分」、読売20121026W「浮上した疑問点を軽視、デスクは裏付け指示せず」、読売20121026W「論文の質、確認怠る」、読売20121026W「共同研究者に接触せず」、読売20121026W「森口氏の記事、7本中6本誤報と読売新聞判断 虚偽の要素なく誤報と判断せず」、読売20121105W「森口氏『学会招待』ウソ、米出張経費返還請求へ」、読売20121110W「英科学誌、森口氏の論文2本を撤回 著者も希望」、東京医科歯科大学20121228W「森口尚史氏と本学の教員との共著論文に関する調査委員会報告書等について」、読売20121228W「森口氏論文共同執筆の教授処分 東京医科歯科大」、杏林大学・医学部20130516W「『本学教員と森口尚史氏との共同研究業績』報告書について」、読売20130516W「iPS

- 虚偽発表、杏林大が講師の関与否定」、東京大学20130920W「森口尚史氏による研究活動の不正行為に関する調査報告」、読売20130921W「iPSなど森口論文、14本不正 東大最終報告」、読売20130921W「国の研究費、返還請求を検討 森口論文不正で」、読売20131227W「森口氏の人件費、東大に230万円返還要請」、読売20131228W「森口尚史氏の人件費返還、学術振興会も要求」、東京大学20140327W「懲戒処分の公表について」、読売20140327W「iPS虚偽発表、森口氏の論文共著者を戒告処分」。
- 8) 読売20121013W「明大教授、他人のブログ無断転用 学術誌論文に」、朝日20121013W「租税法学会理事長、ネットから論文を無断転載」、毎日20121013W「無断転用：明治大教授、他人のブログ記事を論文に」、NHK20121013W「明大教授論文に別の学者の文章」。
- 9) 朝日20081115W「つくる会と扶桑社が対立 教科書著作権で譲らず」、朝日20121019W「自由社「育鵬社の歴史教科書に盗作多数」、産経20141219W「藤岡信勝氏の請求を棄却、教科書著作権訴訟東京地裁」、産経20150910W「育鵬社の教科書著作権訴訟 藤岡氏の控訴棄却 知財高裁」。
- 10) 毎日20121024W「久留米大：懲戒巡り内紛 教授昇任審査発端、訴訟に」、朝日20121027W「降任処分の教授3人が提訴 久大商学部人事巡り」、朝日20150331W「3教授の降任処分は「無効」地裁支部判決 久留米大、控訴の方針」、毎日20150401W「訴訟：久留米大が敗訴 准教授昇任妨害、降格処分の無効認定 地裁久留米」、朝日20151113W「3教授降任処分、高裁でも「無効」久留米大商学部」、朝日20150919W「准教授の降任「無効」判決 久留米大の処分巡る訴訟 地裁支部」、毎日20150919W「久留米大降格訴訟：元准教授の訴え認定 処分は「判断誤り」地裁支部判決」、朝日20160427W「専任講師へ降任、慰謝料命令判決 久留米大訴訟で高裁も」。
- 11) 神戸大学20121031W「学位授与の取消し及び学位記の返還について」、神戸20121031W「神戸大が授与した博士学位を取り消し 理由は無断引用」、朝日20121101W「学位論文で盗用、「博士」取り消し 神戸大の修了生」、読売20121101W「学位論文を盗用 博士学位取り消し 神大」。
- 12) 宮崎大学20121126W「研究活動における不正行為について」、宮崎大学20130131W「宮崎大学職員の懲戒処分の公表について」、朝日20130201W「標本を無許可掲載、医学部助教を停職 宮大が処分」、読売20130201W「宮崎大医学部 助教を懲戒処分 著書で無断盗用」。
- 13) 山形大学20121207W「研究活動における不正行為について」、山形20121213W「山大教員、研究で不正 医学部、都合良いデータを使用」、毎日20121214W「研究不正発表：山形大医学部教員、学会で発表 共同研究者の告発で発覚」、朝日20121215W「山形大の教員が研究で不正行為 好都合なデータを選ぶ」。
- 14) 日本体育科教育学会20121215W「『体育科教育学の現在』（日本体育科教育学会編）の掲載論文における無断転載と掲載論文の修正に関するお知らせ」、日本体育科教育学会20130220W「研究倫理の問題に関する再発防止にむけて」、日本スポーツ教育学会20130525W「『スポーツ教育学研究』掲載論文の削除について」、日本体育科教育学会20130705W「『体育科教育学の現在』（日本体育科教育学会編）の掲載論文における剽窃と掲載論文の取り消しに関するお知らせ」、奈良教育大学20140328W「大学教員の懲戒処分について」、NHK20140328W「他人の論文無断引用で停職」、読売20140329W「奈良教育大准教授が3論文で盗用 停職処分」、毎日20140329W「論文盗用：奈良教育大准教授、停職3カ月の処分」。
- 15) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』丸善出版（2015）。